

兵庫県公報

平成30年3月22日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	6
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	15
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	25
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	26
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	27
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	28
○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（同）	28
○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	29
○ 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例及び消費生活条例の一部を改正する条例（消費生活課）	30
○ 兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	30
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	31
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	33
○ 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（同）	33
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	34
○ 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	35
○ ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（障害者支援課）	35
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	38
○ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	38
○ 食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例（同）	39
○ 主要農作物種子生産条例（農産園芸課）	39
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	40
○ 建築基準条例等の一部を改正する条例（建築指導課）	40
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）	41
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（文化財課）	41

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例
- 4 警察手数料徴収条例

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 平成30年7月に県政150周年を迎えることを契機として、県民の参画と協働をさらに強化し、県民とともに地域創生を進める観点から、地域における公益的役割を担う法人等が行う活動を支援する県民を応援するため、個人県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

知事の権限に属する事務のうち、栄養士法に基づく栄養士の免許に係る書類の受理に関する事務について、市町の規模能力等に応じて、保健所を設置する市が処理することとする等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**（条例第13号）

- 1 知事、議会、監査委員、教育委員会、労働委員会及び人事委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

●**職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第14号）

行財政構造改革推進方策に基づき、職員の給与等に係る抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向及び職員の勤務状況等を踏まえ、一般職員は解消し、管理職は役職に応じて縮小することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●**特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**（条例第15号）

行財政構造改革推進方策に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職に属する職員の状況及び国の経済・財政再生計画の動向を踏まえて縮小することとし、所要の整備を行うこととした。

●**職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第16号）

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等を考慮し、退職した者に対する退職手当について、職員の退職手当に関する条例本則又は公立学校職員等の退職手当に関する条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げることとした。

●**職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第17号）

行財政構造改革推進方策に基づき、県立消費生活総合センターを設置し、県立健康生活科学研究所（以下「研究所」という。）の生活科学総合センターを廃止するとともに、研究所の組織を改編し、その名称を県立健康生活科学研究所に変更すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例**（条例第18号）

職員の子育てと仕事の両立を支援するため、育児部分休暇を取得することができる1日当たりの時間を拡大することとし、所要の整備を行うこととした。

●**公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第19号）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

●**兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例及び消費生活条例の一部を改正する条例**（条例第20号）

県民局及び県民センターの消費生活センター及び消費生活創造センターの消費生活相談に係る業務の集約による消費者の被害の防止及び救済に係る体制の強化並びに市町の消費生活センターに対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助に係る業務を行う機関であることの明確化を図ることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第21号）

今後需要が見込まれる福祉人材の育成に重点を置いた取組を進めるため、兵庫県社会福祉研修所の移転による研修環境の充実を図ることとし、所要の整備を行うこととした。

●**法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第22号）

介護保険法の一部改正により、新たな介護保険施設に長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院が追加されること等に伴い、介護医療院に係る施設基準を定める等所要の整備を行うこととした。

●**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第23号）

後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算定する際に用いる割合について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改められること等に伴い、当該割合を改めるとともに、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、平成30年度及び平成31年度についても、新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●**国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例**（条例第24号）

国民健康保険法の一部改正により、県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設置し、当該基金に積み立てた資金を財源に、保険料の収納が不足する県内の市町に対し、必要な資金として、基金事業貸付金を貸し付け、又は基金事業交付金を交付することとされること及び国民健康保険に関する収入及び支

出について特別会計を設置することとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正により、市町の拠出金に係る拠出率について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改定されることに伴い、当該拠出率を改めるとともに、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、平成30年度から平成32年度までの計画期間についても、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

精神疾患の診察が複雑かつ困難なものとなり、安定した医師の確保及び精神保健診察を適正に実施する必要があることから、精神保健指定医の報酬の額を改定することとした。

●ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（条例第27号）

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会を、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現するため、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的に実施するための指針を定めるものとする等、必要な事項を定めることとした。

1 ユニバーサル社会の実現

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じ、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならないものとする。

- (1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
- (2) 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会
- (3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
- (4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
- (5) 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

2 県民

県民は、1のユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならないものとする。

3 事業者及び団体

事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならないものとする。

4 県

県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

5 市町

市町は、基本理念及び11(1)の総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

6 人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり

県は、全ての人が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関する事。
- (2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関する事。
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関する事。

7 能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり

県は、全ての人が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関する事。
- (2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関する事。
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関する事。
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進に関する事。

8 円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり

県は、全ての人が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置に関する事。
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関する事。
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関する事。
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備に関する事。

9 安全で安心して暮らせる社会づくり

県は、全ての人が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関する事。
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関する事。
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関する事。
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関する事。

10 利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり

県は、全ての人のにとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 全ての人のにとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関する事。
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関する事。
- (3) 全ての人のにとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関する事。

11 ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針

- (1) 知事は、6から10までの施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。
- (2) 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならないものとする。
- (3) 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
- (4) 知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 総合指針の変更についても、(2)から(4)までの手続を行うものとする。

12 推進体制の整備

- (1) 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。
- (2) 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができるものとする。

13 表彰

知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができるものとする。

14 行財政上の措置等

県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

●兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

高齢化の進展とともに増加する介護サービスの需要に対応するため、介護福祉士を養成することとし、兵庫県立総合衛生学院に介護福祉士の養成所としての業務を分掌する分校を設置する等所要の整備を行うこととした。

●旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されること等に伴い、次の条例について規定の整備を行うこととした。

- 1 旅館業法施行条例
- 2 災害派遣手当等の支給に関する条例
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

●食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例（条例第30号）

明石市が保健所を設置する市となることに伴い、食肉衛生検査センターの所管区域について所要の整備を行うこととした。

●主要農作物種子生産条例（条例第31号）

主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）に係る農業生産力の増進にとって、優良な種子の生産が不可欠であることに鑑み、県が品質を管理し、かつ、安定的な生産を確保すべき主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産について必要な事項を次のとおり定めることとした。

1 趣旨

この条例は、主要農作物に係る農業生産力の増進にとって、優良な種子の生産が不可欠であることに鑑み、県が品質を管理し、かつ、安定的な生産を確保すべき主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産について必要な事項を定めるものとする。

2 奨励品種の指定

- (1) 知事は、主要農作物の種類ごとに、県が特に品質を管理し、かつ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種（以下「奨励品種」という。）を指定するものとする。
- (2) 奨励品種は、県内の多様な地勢、気候等の自然的条件に対応したものでなければならないものとする。

3 種子計画の策定

- (1) 知事は、奨励品種の種子の生産に係る計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。
- (2) 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 奨励品種の名称
- イ 奨励品種ごとの作付面積
- ウ 奨励品種ごとの年間供給見込数量
- エ 奨励品種ごとの年間需要見込数量

4 原種等の生産

県は、奨励品種について、優良な種子の生産に必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原種を生産するものとする。

5 原種等の配布等

- (1) 知事は、4により生産した原種を、知事が別に定める基準を満たす者に対し配布するものとする。
- (2) 知事は、(1)により原種を配布するときは、当該原種を使用して種子を生産すべきほ場を指定するものとする。
- (3) (2)によるほ場の指定は、種子計画に定める奨励品種ごとの作付面積の範囲内において行うものとする。

6 種子生産ほ場及び種子の審査

- (1) 知事は、5(2)により指定したほ場（以下「種子生産ほ場」という。）で生産される種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を行うものとする。
 - ア 種子生産ほ場において栽培中の奨励品種である主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査
 - イ 種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

- (2) 知事は、(1)ア及びイの審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していると認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。
- (3) 知事は、(1)ア又はイの審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。

●**景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第32号）

- 1 複数の市町域に広がる優れた景観を有するものとして指定する広域景観形成地域において、一体感のある調和のとれた景観形成をより一層推進するため、当該広域景観形成地域内にある景観計画を定める市町の区域についても広域景観形成基準を適用することとする等所要の整備を行うこととした。
- 2 都市計画法の一部改正により、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する新たな用途地域として田園住居地域が創設されることに伴い、当該田園住居地域において、新築等の行為をしようとする際に、その内容を知事に届け出る必要のある建築物又は工作物の規模の範囲を定めることとした。
- 3 旅館業法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

●**建築基準条例等の一部を改正する条例**（条例第33号）

都市計画法の一部改正により、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域として田園住居地域が創設されることに伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 建築基準条例
- 2 屋外広告物条例
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- 4 暴力団排除条例

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第34号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●**教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第35号）

- 1 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的により埋蔵文化財を包蔵する土地を発掘しようとする場合の届出の受理等に関する事務を迅速に処理するため、文化財保護法及び文化財保護法施行令の規定により県教育委員会が処理することとされている当該事務を中核市が処理することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 文化財保護法施行令の一部改正により、文化財保護法に基づく市の区域内の都市計画法に定める田園住居地域における史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する事務を市の教育委員会が行うこととされることを踏まえ、兵庫県文化財保護条例に基づく市の区域内の田園住居地域における指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する事務を当該市が処理することとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第10号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康生活科学研究所使用料及び手数料の款中「健康生活科学研究所使用料」を「健康科学研究所使用料」に改め、同款理化学的検査料の項中「39,700円」を「40,000円」に改め、同表家畜保健衛生所手数料の款細菌検査料の項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条第1項又は第34条の3第1項」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）附則第10条の規定により読み替えて適用される同令第117条第1項又は第166条」に改める。

別表第3の4の部(6)の款中「2,800円」を「2,900円」に改め、同部(8)の款中「1,800円」を「1,900円」に改め、同部(9)の款中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同部(12)の款中「2,800円」を「2,900円」に改め、同部(14)の款中「1,800円」を「1,900円」

に改め、同部(15)の款中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表8の部(2)の款中「16,900円」を「17,700円」に改め、同表12の部(17)の款中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改め、同表24の部(13)の款中「19,000円」を「17,000円」に改め、同表25の部(1)の款中「37,700円」を「33,900円」に改め、同部(2)の款中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表28の部(14)の款中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同部中同款を(16)の款とし、(2)の款から(13)の款までを(4)の款から(15)の款までとし、同部(1)の款中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部において「法」という。）」を「法」に改め、同部中同款を(3)の款とし、名称の款の次に次のように加える。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部において「法」という。）第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	147,000円
(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る同条第2項各号に掲げる事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000円

別表第3の32の部(5)の款中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表第4の21の部(17)の款中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表37の部(7)の款中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表47の部(4)の款中「37,700円」を「33,900円」に改め、同部(5)の款中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表58の部中(9)の款及び(10)の款を削り、(11)の款を(9)の款とし、(12)の款から(15)の款までを(10)の款から(13)の款までとし、同款の次に次のように加える。

(14) 介護医療院開設許可申請手数料	法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	63,000円
(15) 介護医療院変更許可申請手数料	法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	33,000円

別表第4の58の部中(18)の款を(19)の款とし、(17)の款を(18)の款とし、(16)の款を(17)の款とし、(15)の款の次に次のように加える。

(16) 介護医療院開設許可更新申請手数料	法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	15,000円
-----------------------	---	---------

別表第4の62の部中(7)の款を(8)の款とし、(6)の款を(7)の款とし、(5)の款を(6)の款とし、(4)の款の次に次のように加える。

(5) 汚染土壌処理業の許可を受けた者の地位の承継に係る承認申請手数料	法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請、法第27条の3第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割の承認の申請又は法第27条の4第1項の規定に基づく相続人による汚染土壌処理業の継続の承認の申請に対する審査	120,000円
-------------------------------------	---	----------

(兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

（利用の許可及び使用料の納付）

第6条 別表に掲げる大学校の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の免除）

第7条 知事は、特別な理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（許可の取消し）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けたとき。
- (2) 大学校の設置の目的又は第6条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に大学校の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 大学校の施設又は設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 大学校の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

（原状回復の義務等）

第10条 大学校の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	使用料
附属設備	別に規則で定める額

（兵庫県立都市公園条例の一部改正）

第3条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の部運動施設の款に次のように加える。

屋内練習場	興行のために利用する場合	スポーツに利用するとき。		1回につき	101,300円
		スポーツ以外に利用するとき。		1回につき	149,500円
	興行のため以外に利用する場合	スポーツに利用するとき。	全面積を利用するとき。	1時間につき	6,100円
			2分の1以下の面積を利用するとき。	1時間につき	3,100円
		スポーツ以外に利用するとき。	全面積を利用するとき。	1回につき	61,600円
			2分の1以下の面積を利用するとき。	1回につき	30,800円

投球練習場	1時間につき	700円
トレーニング室	1回につき	600円

別表第3の9の部運動施設の款の次に次のように加える。

会議室	供用開始時刻から 12時まで	1,700円
	13時から17時まで	2,100円
	18時から供用終了 時刻まで	2,100円
	供用開始時刻から 17時まで	3,400円
	13時から供用終了 時刻まで	3,800円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで	5,300円

別表第3の9の部備考2中「又は第2多目的グラウンド」を「、第2多目的グラウンド又は屋内練習場」に改め、同部備考に次のように加える。

- 4 照明を伴う利用の場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に、1時間につき、屋内練習場を利用する場合にあっては300円の範囲内で規則で定める額を、投球練習場を利用する場合にあっては300円を加算した額とする。
- 5 会議室を商品の販売、宣伝等の営業行為を伴って利用する場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

別表第3の10の部備考中5を6とし、4の次に次のように加える。

- 5 空調設備の使用を伴う屋内テニスコートの利用の場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に、1時間につき、30,000円の範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

別表第3に次のように加える。

12 兵庫県立甲山森林公園

種別	単位	基準額
会議室 A	供用開始時刻から 12時まで	400円
	13時から供用終了 時刻まで	700円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで	850円
会議室 B	供用開始時刻から 12時まで	400円
	13時から供用終了 時刻まで	700円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで	850円

調理室	供用開始時刻から12時まで	1,000円
	13時から供用終了時刻まで	1,300円
	供用開始時刻から供用終了時刻まで	2,050円
工作室	供用開始時刻から12時まで	550円
	13時から供用終了時刻まで	800円
	供用開始時刻から供用終了時刻まで	1,050円

備考 会議室A、会議室B、調理室又は工作室を商品の販売、宣伝等の営業行為を伴って利用する場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第4条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(5)の款中「11,000円」を「9,900円」に改め、同部(7)の款中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同部備考7中「8,000円」を「8,700円」に改め、同表3の部(3)の款中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表4の部(1)の款中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表5の部(2)の款中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表6の部(1)の款中「1,600円」を「1,800円」に改め、同部(6)の款中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表7の部(1)の款金額の欄を次のように改める。

1,550円
1,900円
4,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）
1,750円
1,900円
2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）
1,750円
1,900円

2,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,050円）
1,900円
1,500円
1,700円
1,900円
4,800円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円）
1,700円
1,550円
2,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円）

別表7の部(1)の2の款中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同部(2)の款中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,050円」を「1,000円」に改め、同部(3)の款及び(4)の款中「1,100円」を「1,150円」に改め、同部(5)の款法第101条の2の2第1項の規定に基づき運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者の項中「2,500円」を「2,550円」に改め、同部(5)の3の款中「650円」を「750円」に改め、同部(6)の款中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同部(7)の款中「1,100円」を「1,150円」に改め、同部(8)の款中「23,100円」を「23,400円」に、「19,650円」を「19,500円」に、「14,500円」を「14,700円」に、「21,700円」を「21,500円」に改め、同部(9)の款中「1,100円」を「1,150円」に改め、同部(10)の款中「14,600円」を「14,550円」に、「11,800円」を「11,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「12,750円」を「12,450円」に改め、同部(11)の款中「2,400円」を「2,350円」に改め、同部(12)の款金額の欄を次のように改める。

講習1時間につき	750円
講習1時間につき	2,350円
講習1時間につき	1,950円

講習1時間につき 4,450円
講習1時間につき 3,500円
講習1時間につき 2,800円
講習1時間につき 4,150円
講習1時間につき 4,000円
講習1時間につき 1,500円
講習1時間につき 3,100円
講習1時間につき 1,400円
講習1時間につき 750円
講習1時間につき 2,150円
講習1時間につき 2,050円
講習1時間につき 2,700円
講習1時間につき 2,550円
講習1時間につき 2,450円
500円
800円
1,350円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下この部において「講習規則」という。）で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この部において「政令」という。）第33条の7第2項の基準に該当しない者に

対するものである場合に あつては、800円)
5,100円
5,100円(当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条に定める基準に該当するものにあつては、7,950円)
5,800円
2,250円
2,250円(当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,450円)
2,350円
12,500円(当該講習が講習規則に定めるものである場合にあつては、9,050円)
講習1時間につき
2,000円
1,350円
2,650円
1,800円
5,100円(当該講習が認知機能検査の結果について道路交通法施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満の者に対するものである場合にあつては、7,950円)

別表7の部(14)の款及び(14)の2の款中「1,000円」を「1,100円」に改め、同部(15)の款金額の欄を次のように改める。

1,400円(講習規則第7条第2項に定める者が行う自動車の運転に関する研修の課程を修了している場合にあつては、800円)
--

別表7の部備考2の表(8)の款に定める額から減ずる額の欄を次のように改める。

(8)の款に定める額から減ずる額
4,000円
3,550円
1,250円
4,250円
6,700円
6,100円
2,100円
7,400円
2,500円
2,000円
2,000円
2,500円
2,000円
2,000円
2,350円
1,900円
2,650円
1,800円
2,050円
2,550円
3,700円
2,550円

別表7の部備考3中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同部備考4中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改め、同部備考5の表(10)の款に定める額から減ずる額の欄を次のように改める。

(10)の款に定める額から減ずる額
4,000円
3,550円
1,250円
4,250円
1,400円

1,300円
1,350円
2,050円
1,300円
1,250円
1,250円
1,600円
1,350円
1,300円
1,600円
1,350円
1,300円
1,500円
1,300円
1,250円
2,550円

別表7の部備考6中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同部備考7中「250円」及び「100円」を「150円」に改め、同表8の部(9)の款中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表10の部(7)の款及び(16)の款中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表11の部(1)の款中「13,000円」を「12,000円」に改め、同部(2)の款中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表12の部(1)の款中「1,500円」を「1,600円」に改め、同部(2)の款中「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の4の部の改正規定 平成30年5月1日
- (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の28の部(14)の款及び別表第4の37の部(7)の款の改正規定 公布の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第3項第1号の規定による申出をしている者に係る警察手数料徴収条例別表7の部(12)の款に規定する講習手数料の徴収については、第4条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条の2」に改める。

第18条の3第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（これらの寄附金が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては同号に掲げる寄附金に該当するものに限り、所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

イ 県外に主たる事務所を有する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であって、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの

ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであって、知事又は教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

第32条の5中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

第33条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」の右に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第48条の2第1項中「1戸につき1,200万円」を「1戸」に、「につき1,200万円」を「」について1,200万円に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「第56条第4項」を「第56条第5項」に、「にあっては」を「には」に、「前項」を「前項」に改め、同条第3項中「第59条の2第1項」を「第56条第3項」に、「第56条第2項及び第59条の2第1項」を「並びに第56条第2項及び第3項」に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項第2号中「第56条第5項」を「第56条第6項」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に改める。

第56条第1項中「においては」を「には」に、「第6項及び第57条第2項」を「第7項及び次条第2項」に、「1戸について」を「1戸」に、「について」を「」についてに改め、同項第1号中「第5項第6号」を「第6項第6号」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第6項」を「第7項」に改め、同条第6項中「を添付して」を「を、第3項の規定の適用を受ける者にあつては当該住宅が耐震基準不適合既存住宅（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）に該当することを証明するに足りる書類を添付して」に、「によって」を「により」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 第3項の適用を受ける場合には、当該住宅に係る第59条の2第1項に規定する耐震改修の完了年月日及び当該住宅を取得した者の取得後の居住の有無

第56条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第59条の2までにおいて同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第57条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の右に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。）にあっては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「を添付して」を「を、同条第3項第1号の規定の適用を受ける者」にあっては当該土地を取得した日から1年6月以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第59条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）を証明するに足る書類を、前条第3項第2号の規定の適用を受ける者」にあっては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に第59条の2第1項の規定に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得することを証明するに足る書類を添付して」に、「によって」を「により」に改める。

第58条第1項中「によって」を「により」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第59条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「により」を「に基づいて」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第56条第5項各号」を「第56条第6項各号」に改める。

第59条の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第2項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同条第6項中「により」を「に基づいて」に、「によって」を「により」に改める。

第59条の3第1項、第2項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同条第6項中「により」を「に基づいて」に、「によって」を「により」に改める。

第59条の4第2項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第59条の5第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第59条の6第2項及び第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第59条の7第1項中「第39条の7の2」を「第39条の7」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第60条の2中「によって」を「により」に改め、「前における当該仮換地等」の右に「である土地」を、「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

第50条第2項	土地に	土地に対応する第46条第11項に規定する仮換地等（第56条（第5項及び第7項を除く。）及び第60条第1項において「仮換地等」という。）に
第56条第1項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第56条第1項第1号	の上	に対応する仮換地等の上
第56条第2項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第56条第2項第1号	の上	に対応する仮換地等の上
第56条第3項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第56条第3項各号	の上	に対応する仮換地等の上

第56条第4項及び第6項後段	土地に	土地に対応する仮換地等に
前条第1項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち
	の上	に対応する仮換地等の上

第2章第5節中第65条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第64条の2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第66条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第66条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第67条第1項中「消費等」の右に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項前段中「前項の製造たばこ」の右に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の」を削り、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第68条中「860円」を「930円」に改める。

第115条第1項第3号中「(昭和24年法律第270号)」を削る。

第116条第4項中「とする自動車」の右に「で内燃機関を有しないもの」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」

を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、を「同項第1号及び」に改め、「当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を削る。

附則第15条の3中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第15条の4中「につき1,200万円」を削る。

附則第16条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に改め、「附則第17条の2第1項」の右に「若しくは第17条の3第1項」を加える。

附則第17条中「第6項及び第57条第2項」を「第7項及び次条第2項」に、「1戸について」を「1戸」に、「ものについて」を「もの」に改める。

附則第17条の2第1項中「この条」の右に「及び次条」を加え、「について改修工事」を「について住宅性能向上改修工事」に、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項第4号中「改修工事完了年月日」を「住宅性能向上改修工事完了年月日」に改め、同条第4項中「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に、「改修工事が」を「住宅性能向上改修工事が」に、「によって」を「により」に改め、同項第4号中「改修工事着工」を「住宅性能向上改修工事着工」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「第2項第1号又は第3項」に改め、同条第6項中「により」を「に基づいて」に、「によって」を「により」に改め、同条第8項第4号中「改修工事完了年月日」を「住宅性能向上改修工事完了年月日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（改修工事対象住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等）

第17条の3 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この条において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に同項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
- (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
- (4) 当該改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事完了年月日
- (5) 当該特定住宅性能向上改修住宅を譲り受けた者の譲り受けた後の居住の有無

3 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行うこと及び当該改修工事対象住宅の取得の日から2年以内に当該住宅性能向上改修工事が完了することを証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
- (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
 - (4) 当該改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事着工及び完了予定年月日
 - (5) 当該特定住宅性能向上改修住宅を譲り受ける者の譲り受けた後の居住の有無
- 5 第58条の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「附則第17条の3第3項」と、同条第1号中「第56条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第17条の3第1項」と読み替えるものとする。
- 6 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該土地について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請により、同項の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。
- 7 第59条第2項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
- 8 第6項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
 - (2) 取得した改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
 - (4) 当該改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事完了年月日
 - (5) 当該特定住宅性能向上改修住宅を譲り受けた者の譲り受けた後の居住の有無
 - (6) 還付を受けるべき金額

附則第18条第1項中「によって」を「により」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで及び前条第1項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に、「同項の規定中」を「同項中」に、「登録された価格（当該価格のうち附則第18条第1項に規定する宅地評価土地）」を「登録された価格のうち附則第18条第1項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）」に、「得た額」と、「を」を「得た額」と、「に」を「決定した価格（当該価格のうち附則第18条第1項に規定する）」を「決定した価格のうち」に、「得た額」と読み替えるもの」とを「得た額」とに改める。

附則第21条の2の2第2項から第8項までの規定中「第12項」を「第13項」に改める。

附則第21条の2の3中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第21条の2の4第9項中「同項第3号」を「同項第4号」に改め、同条第10項中「自動車」を「トラック」に改め、「同項第1号に掲げるトラックにあっては」及び「同項第2号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、」を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第12条の2の4第12項」を「附則第12条の2の4第13項」に改め、「バス等」の右に「及びトラック」を、「平成31年3月31日」の右に「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条の2の4第11項」を「附則第12条の2の4第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第12条の2の4第11項に規定するトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「前項の規定によって」を「前項の規定により」に改め、「及び第3項」を削り、「規定によって」とを「規定」とに、「同項各号」を「法附則第12条の2の7第1項各号」に改め、「行う者」との右に「、同条第3項中「第105条に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」とを加え、同条第4項及び第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第29条第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第32条の9の2、第32条の15の2及び第32条の22中「の額に」を「の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で」に改める。

第67条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第18条の2中「所得税の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第36条第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に、「によって」を「により」に改める。

第67条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第68条中「930円」を「1,000円」に改める。

附則第6条第1項及び第2項中「得た金額（）」を「得た金額に10万円を加算した金額（）」に改める。

附則第13条中「及び法第72条の89」を「、第72条の89及び第747条の3第1項第3号の規定」に改める。

第4条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第67条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第68条中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号に」を「次に」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「は、28年新条例」を「は、兵庫県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第28項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第29項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

第7条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、兵庫県税条例第125条の次に11条を加える改正規定のうち第125条の5第4項中「とする自動車」の右に「で内燃機関を有しないもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中兵庫県税条例目次の改正規定、同条例第2章第5節中第65条の前に1条を加える改正規定、同条例第66条の次に1条を加える改正規定、同条例第67条第1項及び第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第68条の改正規定並びに第6条及び附則第9項から第14項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中兵庫県税条例附則第29条第3項の改正規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3項から第5項までの規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中兵庫県税条例第67条第3項の改正規定及び附則第15項の規定 平成31年10月1日

(5) 第3条(次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条中兵庫県税条例第67条第3項及び第68条の改正規定並びに附則第16項から第21項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第3条中兵庫県税条例第14条の2第1項第2号、第18条の2及び附則第6条の改正規定並びに附則第6項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条及び附則第22項から第27項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条及び附則第28項の規定 平成34年10月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「新条例」という。)第18条の3第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成30年1月1日以後に支出する同項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「31年新条例」という。)第32条の9の2の規定は、平成

- 31年度以後に市町に対し交付すべき地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項に規定する利子割交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する利子割交付金については、なお従前の例による。
- 4 31年新条例第32条の15の2の規定は、平成31年度以後に市町に対し交付すべき改正法附則第3条第2項に規定する配当割交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する配当割交付金については、なお従前の例による。
- 5 31年新条例第32条の22の規定は、平成31年度以後に市町に対し交付すべき改正法附則第3条第3項に規定する株式等譲渡所得割交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する株式等譲渡所得割交付金については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- （事業税に関する経過措置）
- 7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- （県たばこ税に関する経過措置）
- 9 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 平成30年10月1日前に兵庫県税条例第65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第68条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた改正法附則第10条第2項に規定する製造たばこ（以下この項から附則第14項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する兵庫県税条例第4条第2項第5号に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分（新条例第64条の2に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 13 附則第10項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第67条第1項、第68条、第68条の2、第68条の4及び第68条の5の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2項	前項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成30年兵庫県条例第11号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第10項
第67条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第10項
第68条の4の2	前条第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第11項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日

- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第10項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、兵庫県税条例第68条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第68条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 15 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 16 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 17 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 20 附則第17項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第67条第1項、第68条、第68条の2、第68条の4及び第68条の5の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2項	前項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成30年兵庫県条例第11号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第17項
---------	----	--

第67条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第17項
第68条の4の2	前条第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第18項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

- 21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第17項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、兵庫県税条例第68条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が兵庫県税条例第68条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 22 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 23 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 24 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 25 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 26 附則第23項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第67条第1項、第68条、第68条の2、第68条の4及び第68条の5の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2項	前項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成30年兵庫県条例第11号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第23項
第67条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第23項
第68条の4の2	前条第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第24項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

- 27 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第23項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、兵庫県税条例第68条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が兵庫県税条例第68条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 28 附則第1項第9号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 29 新条例附則第21条の2の4第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年 3 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表3の部及び4の部を次のように改める。

3 栄養士法に基づく事務

事務	市町
栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく事務のうち、同法若しくは栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）の規定により厚生労働大臣若しくは知事に提出される書類の受理又はこれらの規定により厚生労働大臣若しくは知事が作成する書類の交付に関する事務であって別に規則で定めるもの	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市

4 削除

本則の表22の部を次のように改める。

22 高圧ガス保安法に基づく事務

事務	市町
(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第39条第2号の規定による第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条に規定する液化石油ガス販売事業者及び同法第37条の4第3項に規定する充てん事業者以外の高圧ガスを取り扱う者（以下この部において「その他高圧ガス取扱者」という。）に対する必要な措置に関する事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条第1号に掲げる事業所に係る液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第57条及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第59条に定める高圧ガスの消費に係るものに限る。）	神戸市

イ 法第62条第1項の規定による高圧ガスを消費する者に対する立入検査、質問及び収去に関する事務（アに掲げる事務に係るものに限る。）	
(2) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア その他高圧ガス取扱者に対する必要な措置に関する事務（液化石油ガス保安規則第57条及び一般高圧ガス保安規則第59条に定める高圧ガスの消費に係るものに限る。） イ 法第62条第1項の規定による高圧ガスを消費する者に対する立入検査、質問及び収去に関する事務（アに掲げる事務に係るものに限る。）	各市町（神戸市を除く。）

本則の表27の部中「第46条第1項」を「第171条第1項」に、「第47条第1項」を「第172条第1項」に、「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に、「第47条の2第2項」を「第173条第2項」に改め、同表30の部(2)の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表39の部の次に次のように加える。

39の2 薬剤師法に基づく事務

事務	市町
薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく事務のうち、薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）の規定により厚生労働大臣に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市

本則の表67の8の部中「神戸市、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 本則の表27の部及び30の部(2)の項の改正規定 公布の日
- (2) 本則の表22の部及び67の8の部の改正規定 平成30年4月1日（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第13号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

（兵庫県職員定数条例の一部改正）

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く」を「除き、公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）第2条第1項の規定による派遣をされた者及び法令の規定により県がその業務に従事させることができることとされている法人に勤務する者を含む」に改める。

第2条中「6,153人」を「6,056人」に、「72人」を「53人」に、「32人」を「27人」に、「447人」を「433人」に、「26人」を「17人」に、「23人」を「20人」に、「12,880人」を「12,876人」に、「927人」を「923人」に、「19,639人」を「19,488人」に改める。

正)

第2条 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87（平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の98、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の92）」を「100分の83.7」に、「104分の87（平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間においては104分の98、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては104分の92）」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「県立健康生活科学研究所」を「県立健康科学研究所」に改め、同表中2を削り、3を2とし、4を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第18号

職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第17条第8号」を「第17条第1項第8号」に改め、「に掲げる特別休暇」の右に「（以下「育児時間」という。）」を加え、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改める。

第23条第1項中「1時間（）」を「2時間（育児時間又は）」に、「1時間を超える日」を「ある日」に改め、「ついては、」の右に「当該育児時間又は」を加え、「のうち1時間を超える時間」を削り、同項第4号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第19号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（平成25年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例及び消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例及び消費生活条例の一部を改正する条例

(兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年兵庫県条例第48号)の一部を次のように改正する。

題名中「兵庫県立生活科学総合センター」を「兵庫県立消費生活総合センター」に改める。

第1条中「科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進(以下「科学的生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現(以下「安全で安心な消費生活の実現」に、「兵庫県立生活科学総合センター」を「兵庫県立消費生活総合センター」に改める。

第3条第1項第1号から第3号までの規定中「科学的生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に改め、同項第4号中「科学的生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に改め、「試験及び」を削り、同項第5号中「科学的生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に、「試験及び研究」を「活動」に改め、同項第6号中「消費者の利益の擁護及び増進」を「安全で安心な消費生活の実現」に改める。

(消費生活条例の一部改正)

第2条 消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第25条中「次条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第26条第1項中「兵庫県立生活科学総合センター(兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例)」を「兵庫県立消費生活総合センター(兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例)」に、「兵庫県立生活科学総合センターを」を「兵庫県立消費生活総合センターを」に、「)並びに消費生活センター及び消費生活創造センター(行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第80条の消費生活センター及び消費生活創造センターをいう。)(以下「総合センター等」という)」を「次項において同じ」に改め、同条第2項中「総合センター等」を「兵庫県立消費生活総合センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の消費生活条例第26条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「次項において同じ」とあるのは「)及び但馬県民局(県民局及び県民センターの設置に関する条例(平成12年兵庫県条例第5号)に規定する但馬県民局をいう。)に設置された但馬消費生活センター(以下「総合センター等」という」と、同条第2項中「兵庫県立消費生活総合センター」とあるのは「総合センター等」とする。

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「兵庫県社会福祉研修所」を「兵庫県福祉人材研修センター」に改める。

第1条中「もつて」を「もって」に、「兵庫県社会福祉研修所(以下「研修所」を「兵庫県福祉人材研修センター(以下「センター」に改める。

第2条中「研修所」を「センター」に、「坂口通2丁目」を「中山手通7丁目」に改める。

第3条中「研修所」を「センター」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条及び第5条中「研修所」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

~~~~~

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県条例第22号

### 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の5の18第1項」を「法第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改め、「第54条の5」の右に「、第54条の9」を加え、「第71条の4」を「第71条の2、第71条の6、第71条の14」に改め、同条第5項中「、省令」の右に「第64条、第71条の14及び第79条において準用する省令」を加え、「(省令第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第6項中「第54条の5」の右に「、第54条の9」を加え、「第71条の4」を「第71条の2、第71条の6、第71条の14」に改める。

第5条第1項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改め、同条第2項中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第9条第5項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に、「第36条第8項」を「第36条第9項」に改める。

第10条第1項前段中「並びに法」の右に「第41条の2第1項各号並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、省令第42条第2項（省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第125条の4並びに第136条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定居宅介護を提供した日」とあり、省令第75条第2項（省令第93条、第93条の5、第162条、第162条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定療養介護を提供した日」とあり、省令第170条の3第2項（省令第171条の4において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあり、及び省令第206条の11第2項（省令第206条の20において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定就労定着支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

第10条第5項中「第43条第1項及び第2項」の右に「、第43条の4」を、「第93条」の右に「、第93条の5」を、「第162条」の右に「、第162条の4」を、「第171条」の右に「、第171条の4」を、「第206条」の右に「、第206条の12、第206条の20」を、「第121条第3項」の右に「(省令第125条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「第145条第4項」を「第210条の5第4項」に、「第213条」を「第213条の22」に改め、同条第6項中「並びに」を「、第43条の4、」に改め、「第48条第1項及び第2項」の右に「、第206条の12並びに第206条の20」を、「第93条」の右に「、第93条の5」を、「第125条」の右に「、第125条の4」を、「第162条」の右に「、第162条の4」を、「第171条」の右に「、第171条の4」を加え、「第150条第5項」を「第212条第5項（省令第213条の11において準用する場合を含む。）」に、「第212条第4項」を「第213条の21第4項」に改め、同条第9項中「第140条第1項（省令第210条）を「第210条第1項（省令第213条の16）に改め、「を含む。」の右に「及び第213条の6第1項」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

第17条第1項中「並びに法」の右に「第72条の2第1項各号並びに」を、「第39条第2項（省令）の右に「第39条の3及び」を、「第104条の3第2項（省令）の右に「第105条の3及び」を、「第140条の13」の右に「、第140条の15」を加え、同条第5項中「第22条第2項（省令）の右に「第39条の3及び」を、「第97条第2項

（省令）の右に「第105条の3及び」を、「第128条第6項（省令）の右に「第140条の15及び」を加え、「第183条第6項」を「第183条第7項」に改め、同条第6項中「第30条第3項（省令）の右に「第39条の3、」を、「第101条第3項（省令）の右に「第105条の3、」を、「第119条、第140条」の右に「、第140条の15」を加え、同条第9項第1号中「指定通所介護」の右に「、省令第105条の2に規定する共生型通所介護」を加え、同項第3号中「指定短期入所生活介護」の右に「、省令第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護」を加える。

第17条の2を削る。

第18条第1項中「並びに法」の右に「第115条の2の2第1項各号並びに」を、「第159条」の右に「、第166条」を加え、同条第5項中「第164条」の右に「、第166条」を加え、同条第6項中「第142条」の右に「、第166条」を加え、同条第9項第2号中「指定介護予防短期入所生活介護」の右に「、省令第165条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護」を加え、同項第5号を削り、同条第11項中「及び第5号」を削る。

第19条の2を削る。

第21条第5項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「第42条第8項」を「第42条第9項」に改める。

第22条第5項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に、「第43条第8項」を「第43条第9項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護医療院の基準）

第22条の2 法第111条第1項から第3項までの規定による条例で定める介護医療院の基準は、次項から第11項までに定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護医療院は、入所者又は入居者（以下この条において「入所者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 介護医療院の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 介護医療院は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 介護医療院は、省令第16条第7項の評価（ユニット型介護医療院（省令第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。次項において同じ。）にあつては、省令第47条第9項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 介護医療院は、省令第30条第3項の研修（ユニット型介護医療院にあつては、省令第52条第4項の研修）の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 介護医療院の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 介護医療院は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
- 9 介護医療院は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
- 10 介護医療院は、その外観若しくは内装、施設、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 11 介護医療院の名称及び介護医療院についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

第24条第5項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「第43条第8項」を「第43条第9項」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第47条及び第48条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附則第2項中「並びに同条第5項の規定により既存の病床数を算定する場合」及び「及び第29条」を削り、「、第28条」を「、同条」に、「とあるのは「第30条の33」を「とあるのは、「第30条の33」に改め、「、第29条中「第2条の2」とあるのは「第2条の2及び第48条」と」を削る。

(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第2条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成30年法律第52号)附則第28条の規定による条例で定める既存の病床数の算定の基準は、同条に規定する厚生労働省令で定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準)をもって、その基準とする。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第23号**

**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(平成20年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の41」を「100,000分の40」に改める。

附則第2項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改める。

附則第3項の見出し中「平成28年度及び平成29年度の」を削り、同項中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100,000分の41」を「100,000分の40」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第24号**

**国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例**

国民健康保険事業の運営に関する条例(平成29年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

「第5章 財政安定化基金(第23条―第30条)

目次中「第5章 雑則(第23条)」を 第6章 特別会計(第31条・第32条) に改める。

第7章 雑則(第33条) 」

第23条を第33条とする。

第5章を第7章とし、第4章の次に次の2章を加える。

第5章 財政安定化基金

(設置)

第23条 県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため、財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(管理)

第24条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(繰替運用)

第25条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(延滞金の納付)

第26条 基金事業貸付金の貸付けを受けた市町（以下「借入市町」という。）は、算定政令第14条第5項に規定する償還期限（同項ただし書の規定により当該償還期限の延長があった場合においては、その延長された償還期限。以下「償還期限」という。）後に基金事業貸付金を償還するときは、当該償還すべき金額に、その償還期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

（繰上償還）

第27条 知事は、借入市町が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、償還期限前に、当該借入市町に対し、基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 借入市町は、償還期限前に、その申出により基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

（基金事業交付金の交付に係る特別の事情）

第28条 算定政令第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす災害その他知事が認める事情とする。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第29条 知事は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において、全ての市町から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。ただし、同年度において当該市町から徴収することが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により各市町から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、算定政令第22条第2項に規定する知事が定める額に当該年度における算定政令第9条第1項第2号から第4号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

3 市町は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限。以下同じ。）後に財政安定化基金拠出金を納付するときは、当該財政安定化基金拠出金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

（委任）

第30条 この章に定めるもののほか、基金に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 特別会計

（設置）

第31条 国民健康保険に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第32条 前条の特別会計においては、負担金、国庫支出金、支払基金及び法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「支払基金等」という。）からの交付金、一般会計及び基金からの繰入金並びに附属諸収入をもってその歳入とし、国民健康保険保険給付費等交付金、支払基金等への納付金、拠出金及び支援金、一般会計及び基金への繰出金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（国民健康保険財政安定化基金条例の廃止）

2 国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年兵庫県条例第6号）は、廃止する。

（基金に係る経過措置）

3 前項の規定による廃止前の国民健康保険財政安定化基金条例に基づく国民健康保険財政安定化基金として積み立てられた基金は、この条例の施行の時に、改正後の国民健康保険事業の運営に関する条例に基づく財政安定化基金として積み立てるものとする。

~~~~~

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例(平成12年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第2条中「100,000分の39」を「100,000分の42」に改める。

附則第2項から第6項までを削る。

附則第7項の見出し中「平成27年度から平成29年度までの」を削り、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「100,000分の39」を「100,000分の42」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第26号

精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8,700円」を「11,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第27号

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策(第7条—第12条)

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等(第13条—第16条)

附則

兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。

現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。

また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。

さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(ユニバーサル社会の実現)

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

- (1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
- (2) 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会
- (3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
- (4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
- (5) 全ての人の人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

(県民)

第3条 県民は、前2条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

(事業者及び団体)

第4条 事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

(県)

第5条 県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町)

第6条 市町は、基本理念及び第12条第1項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策

(人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり)

第7条 県は、全ての人が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。
- (2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職種において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。

(能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり)

第8条 県は、全ての人が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。
- (2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進に関すること。

(円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり)

第9条 県は、全ての人が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実

施するものとする。

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置に関する事。
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関する事。
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関する事。
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備に関する事。

(安全で安心して暮らせる社会づくり)

第10条 県は、全ての人が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関する事。
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関する事。
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関する事。
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関する事。

(利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり)

第11条 県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関する事。
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関する事。
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関する事。

(ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針)

第12条 知事は、第7条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、総合指針の変更について準用する。

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等

(推進体制の整備)

第13条 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

- 2 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。

(表彰)

第14条 知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(行財政上の措置等)

第15条 県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第1項の規

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。



食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例

食肉衛生検査センター設置条例（昭和63年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「尼崎市」の右に「、明石市」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



主要農作物種子生産条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

主要農作物種子生産条例

（趣旨）

第1条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）に係る農業生産力の増進にとって、優良な種子の生産が不可欠であることに鑑み、県が品質を管理し、かつ、安定的な生産を確保すべき主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産について必要な事項を定めるものとする。

（奨励品種の指定）

第2条 知事は、主要農作物の種類ごとに、県が特に品質を管理し、かつ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種（以下「奨励品種」という。）を指定するものとする。

2 奨励品種は、県内の多様な地勢、気候等の自然的条件に対応したものでなければならない。

（種子計画の策定）

第3条 知事は、奨励品種の種子の生産に係る計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 奨励品種の名称
- (2) 奨励品種ごとの作付面積
- (3) 奨励品種ごとの年間供給見込数量
- (4) 奨励品種ごとの年間需要見込数量

（原種等の生産）

第4条 県は、奨励品種について、優良な種子の生産に必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原種を生産するものとする。

（原種の配布等）

第5条 知事は、前条の規定により生産した原種を、知事が別に定める基準を満たす者に対し配布するものとする。

2 知事は、前項の規定により原種を配布するときは、当該原種を使用して種子を生産すべきほ場を指定するものとする。

3 前項の規定によるほ場の指定は、種子計画に定める奨励品種ごとの作付面積の範囲内において行うものとする。

（種子生産ほ場及び種子の審査）

第6条 知事は、前条第2項の規定により指定したほ場（以下「種子生産ほ場」という。）で生産される種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 種子生産ほ場において栽培中の奨励品種である主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審

査

(2) 種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 知事は、前項第1号及び第2号の審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していると認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。

3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(主要農作物種子法施行条例の廃止)

2 主要農作物種子法施行条例(昭和36年兵庫県条例第3号)は、廃止する。



景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第32号

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「及び第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同条第6号ア中「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「次号」を「イ」に改める。

第30条中「、同法」を「並びに同法」に改め、「伝統的建造物群保存地区」の右に「(以下「地区計画等」という。)」を加え、「地区計画等」を「景観計画」に改める。

第31条第1項中「第15条」の右に「、第16条」を加え、同条第2項中「大規模建築物等」を「景観計画を策定し、又は大規模建築物等」に改め、「第15条」の右に「、第16条」を加え、同条第3項中「神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市又は屋外広告物条例第30条の2に規定する」を「屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例を制定している」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号アの改正規定は、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)の施行の日から施行する。



建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第33号

建築基準条例等の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

第1条 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の款中「又は第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(屋外広告物条例の一部改正)

第2条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第2種中高層住居専用地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び準住居地域（）」を「、準住居地域及び田園住居地域（）」に改める。

（暴力団排除条例の一部改正）

第4条 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「準住居地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（暴力団排除条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第4条の規定による改正後の暴力団排除条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、この条例の施行又は同条の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所等（暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団事務所等をいう。以下同じ。）であって、新たに改正後の条例第13条の規定により暴力団事務所等を運営してはならないこととされる区域に存するものについては、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第34号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,723人」を「13,807人」に、「7,824人」を「7,684人」に、「8,278人」を「8,178人」に、「3,305人」を「3,321人」に、「33,130人」を「32,990人」に改める。

附則第2項中「295人」を「265人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第35号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、同表4の項中「又は第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項中「5の項」を「6の項」に、「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項を同表3の項とし、同表1の項を同表2の項とし、同表事務の項の次に次のように加える。

<p>1 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(i) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市</p>
--	-------------------------

- | | |
|------------------------------------|--|
| (2) 法第93条第2項の規定による指示に関する事務 | |
| (3) 法第96条第1項の規定による届出の受理に関する事務 | |
| (4) 法第96条第2項又は第7項の規定による命令に関する事務 | |
| (5) 法第96条第3項の規定による意見の聴取に関する事務 | |
| (6) 法第96条第5項又は第7項の規定による期間の延長に関する事務 | |
| (7) 法第96条第8項の規定による指示に関する事務 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表1の項左欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により教育委員会に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において市の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。